

インテリジェントホーム契約約款 株式会社ベイ・コミュニケーションズ

第1章 総則
第1条(約款の適用)

株式会社ベイ・コミュニケーションズ(以下「当社」とい)は、当社が別に定めるBaycom ケーブルインターネット契約約款(以下「NET約款」とい)、Baycom インターネット契約約款(以下「湾NET約款」とい)、Baycom LTE無線通信サービス契約約款(以下「LTE約款」とい)並びにこのインテリジェントホーム(以下「本約款」とい)に基づきNET約款で定めるBaycom NET及びBaycom ZAQ、湾NET約款で定めるBaycom湾NET及びBaycom湾ZAQ、LTE約款に定めるBaycom LTE(ホームタイプ)に基づきインテリジェントホーム(以下「本サービス」とい)をオプションサービスとして提供します。

第2条(用語の定義)

本約款では、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
契約者	当社と契約を締結している者
本アプリ	本サービスを利用する上で必要となる専用のアプリケーション
サーバ	本サービス提供にあたり、機能やデータを保有している機器
当社の通信設備	本サービスを提供する上で必要なサーバ等の通信機器
ソフトウェア	本サービスの当社の通信設備とデータ通信を行う等、本アプリを利用する上で通信機器に必要となるシステム
ゲートウェイ	本サービスの当社の通信設備とデータ通信を行う際に必要となる機器
ドア、窓センサー	扉や窓が開いたことを感知するセンサー
IPカメラ	Wi-Fiを搭載したカメラ
狭域モーションセンサー	赤外線(熱)を狭域に感知するセンサー
広域モーションセンサー	赤外線(熱)を広域に感知するセンサー
家電コントロール	赤外線リモコンで動作する家庭用エアコンと照明を操作する機器
スマートロック	遠隔操作、テンキーまたは非接触型ICメディアカードキーにより、電気的に施錠・解錠を可能にする機器
カードキー	スマートロックを施錠・解錠するための非接触型ICメディアカードキー
センサー等	本サービスを利用するために必要となるドア、窓センサー、狭域モーションセンサー、広域モーションセンサーの総称
iRemocon	株式会社クラムが提供する家電コントロールを操作する専用アプリケーション
関連端末	IPカメラ、家電コントロール、スマートロック、センサー等の機器の総称
機器一式	ゲートウェイおよび関連端末の総称
対象物件	契約者の指定した機器一式を設置する場所
インターネット回線	当社が提供するBaycom NET/ZAQ、Baycom湾NET/光ZAQ、並びにBaycom LTE(ホームタイプ)のいずれか
設置環境	本サービスを利用するために必要なインターネット回線、通信機器、電源、電池、ソフトウェア等
契約者端末	契約者が所有または管理するスマートフォン、タブレット等
映像データ等	IPカメラから撮影した画像、映像データ等
料金等	本サービスに関し、契約者が当社に対し支払うべき別表に定める対価等
ID	本サービスを利用するための各種識別番号
通知	特定の相手へ個別に情報を伝えること
告知	広く多くの人に情報を伝えること

第3条(約款の変更)

当社は、本約款を契約者の承認を得ることなく変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によりします。

第4条(本サービスの内容)

本サービスは、対象物件に設置した機器一式を、インターネット回線を経由し、本アプリを利用して契約者端末から遠隔でコントロールできるホーム、コントロールおよびホーム、モニタリング型サービスです。
2.本サービスの利用には、当社指定のゲートウェイの設置が必要となります。契約者は、ゲートウェイに加え、関連端末を単独または組み合わせて利用すること以下の遠隔操作を行うことができます。
(1)IPカメラを利用して、本アプリ上で指定した条件に基づき映像データ等の撮影および指定のあとに映像データ等の送信を行うサービス
(2)センサー等を利用して、本アプリ上で指定した条件に基づき感知した情報を指定のあとに送信を行うサービス
(3)家電コントロールを利用して、本アプリ上で指定した条件に基づき家庭用エアコンと照明の操作を行うサービス
(4)スマートロックを利用して、本アプリ上で指定した条件に基づき施錠や解錠の操作を行うサービス。スマートロックは、テンキーによる(パスワード認証やカードキーによる認証も可能。
3.本サービスは、当社指定の機器一式のみで利用できるものとします。なお、ゲートウェイのみの設置を行うことはできません。
4.家電コントロールは、以下の条件でサービスを提供します。
(1)ゲートウェイ1台に対し、家電コントロール1台の接続に限ります。
(2)家電コントロール1台に対して家庭用エアコンと照明各1台の操作に限ります。
(3)家電コントロールの設置設定時、iRemoconが動作するスマートフォンまたはタブレット等が必要となります。ただし、iRemoconのうち当社サポート対象となるものは設置設定時に使用する「外部接続連携操作」機能のみとなります。
5.スマートロックは、以下の操作ができるものとします。

(1)本アプリを利用して契約者端末での遠隔操作、テンキーまたはカードキーにより施錠や解錠ができます。
(2)オートロック機能および施錠ができます。
6.本サービスの利用の際に、当社または第三者が別途決定した本条以外の規定またはその他の約款(以下「その他約款」とい)がある場合は、本約款は、本約款に加え当該その他約款等と個別に同意し、それらに従うものとします。
7.当社は、第2項で定める遠隔操作の内容を変更することができます。この場合、当社ホームページ上での掲載等、当社で定める方法により告知します。

第5章 契約

第25条(契約の単位と有効期間)

契約の締結は、インターネット回線の契約名義ごとに行います。
契約の有効期間は、契約成立日から1年間とします。ただし、契約の有効期間満了の10日前までに当社、契約者いずれからも当社所定の方法により何等の意思表示もない場合には、引き続き1年間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。

第6条(契約の申込み)

契約の申込みをするときは、本約款を承諾の上、当社所定の加入申込書に次の事項を記載して当社に提出するものとする。
(1)インターネット回線の契約名義または番号および代表者
(2)インターネット回線の設置住所
(3)利用を希望する関連端末およびその台数
(4)その他必要事項

第7条(申込みの承諾)

当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、本サービスの申込みを承諾しないことがあります。

(1)契約者が本約款に違反するおそれがある場合
(2)申込み内容に虚偽の記載があった場合
(3)本サービスの提供が著しく困難である場合
(4)契約者である個人が未成年者であり、親権者の同意が得られない場合
(5)契約者である個人が成年被後見人または被保佐人であり、それぞれ成年被後見人または保佐人の同意が得られない場合
(6)その他、契約締結が不適当である場合
2.前項の規定により、当社が本サービスの申込みを承諾しなかった場合は、当社は契約者に対し、当社で定める方法によりその旨を通知します。

第8条(契約の成立とサービス開始日)

契約は、本サービスの申込みに対して、当社がこれを承諾したときに成立するものとする。
2.前項に規定する申込みを当社が承諾した日を、原則として当該契約成立日とします。
3.契約の成立後、初めて機器一式が設置された日を、本サービスの開始日と定めます。また、特定の関連端末が追加されたときは、当該関連端末が設置された日を、当該関連端末のサービス開始日と定めます。

第9条(本サービス提供の条件)

インターネット回線の契約が必要です。
2.契約者は、自己の責任と負担において、設置環境を準備するものとします。
3.契約者と本サービスを利用する者が異なる場合は、契約者は本サービスを利用する者に必要な情報を提供するものとし、契約者は、契約の全責任を負うものとします。

第10条(本アプリの提供と管理)

当社は、契約に伴い、当社所定の方法にて本アプリを契約者へ提供します。
2.契約者は、映像データ等の閲覧その他、本サービスの利用にあたり、本アプリをダウンロードおよびインストールする必要があり、その媒体として、契約者端末を要するものとします。なお、当該契約者端末は、当社指定の推奨環境下でのみ利用できるものとします。
3.本アプリは、インターネットに常時接続された環境下で利用するものとして、
4.契約者は、当社が提供した本アプリその他のソフトウェアを善良なる管理者としての注意をもって適正に管理する責任を負い、第三者に貸与、譲渡、売買等をしてはならないものとします。
5.契約者端末の仕様、性能や通信環境等に起因し、本アプリが使用できないことにより契約者が損害を被った場合、当社は一切の責任を負いません。

第3章 契約事項の変更

第11条(加入申込書記載事項の変更)

契約者は、加入申込書に記載した住所、電話番号等の変更がある場合には、当社所定の書類に必要事項を記入して、事前に当社に提出するものとします。

2.契約者は、特定の関連端末の追加を請求することができます。この場合、契約者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、加入変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
3.スマートロックを利用している契約者は、カードキーの追加購入を請求することができます。この場合、契約者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、加入変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
4.契約者は、契約者が関連端末を複数台利用している場合、毎月末日付にて、特定の関連端末のみ解除を請求することができます。この場合、契約者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、加入変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
5.当社は、第7条(申込みの承諾)の規定に準じ、本条第1項から第4項の請求を承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該契約者に対し、当社で定める方法によりその旨を通知します。
6.本条に規定する請求を当社が承諾する場合は、提出された書類に記載された加入変更希望日を、原則として当該契約変更日とします。ただし、第1項の規定による変更の場合は、原則として提出された書類を当社が受領した日を当該契約変更日と取り扱ふものとします。
7.当社が特に認める場合に限り、契約者は、本条に規定する書類の提出に代え、当社で定める方法で当該変更の請求ができるものとします。この場合においては、別途定める日を当該契約変更日として取り扱うものとします。

第12条(名義変更)

契約者は、契約名義を変更することはできません。ただし、インターネット回線の契約名義を変更する場合はこの限りではありません。

第13条(権利譲渡の禁止)

契約者は、第12条(名義変更)の場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、買入れ、または貸与することはできません。

第14条(設置場所の変更)

契約者は、機器一式の設置場所の変更を請求することができるものとします。機器一式の設置場所を変更する場合、契約者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、当該変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
2.当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の請求を承諾しないことがあります。この場合、当社は、当該契約者に対し、当社で定める方法によりその旨を通知します。
(1)変更を希望する対象物の所有者の承諾が得られない場合
(2)当該変更により、本サービスの提供が困難となるおそれがある当社が判断した場合
3.契約者は、機器一式の設置場所の変更に伴う作業を行えないものとします。

第15章 サービス提供の停止等

第15条(当社が行う本サービスの提供の停止)

当社は、契約者次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの全部または一部の提供を中止することができます。
(1)第22条(契約者の支払い義務)に規定する本サービスの料金等、その他当社に対する債務の履行を怠った場合、または怠るおそれがある場合
(2)加入申込書に虚偽の事項を記載したことが判明した場合
(3)第16条(当社が行う本サービス提供の制限)第1項第2号の規定により、当社が本サービスを制限している期間内に、その制限の原因が解消されなかった場合
(4)第20条(IDおよびパスワードの管理)第2項、第31条(契約者の維持責任)第1項、第36条(著作権等)、第38条(機密保持)第1項、第40条(禁止事項)、および第41条(契約者の義務)の規定に違反した場合
(5)第20条(IDおよびパスワードの管理)第3項の規定による場合
(6)第39条(情報の削除等)第1項第1号から第3号の要求を受けた契約者が、当社の指定する期間内に当該要求に応じない場合
7.その他、当社が提供を不適当と判断した場合

2.当社は、前項の規定により、本サービスの提供を停止するときは、当該契約者に対しその理由および制限期間を、当社で定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
(1)天災・地震その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信の一部または全部を接続することができなくなったとき
(2)契約者が、当社の通信設備に過大な負荷を生じさせる行為を行ったとき
2.当社は、前項第1号により本サービスの提供を制限するときは、契約者に対しその理由および制限期間を、当社で定める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではあります。
3.当社は、第1項第2号により本サービスの提供を制限するときは、契約者に対しその理由および制限期間を、当社で定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではあります。

第17条(当社が行う本サービスの提供の中止)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの全部または一部の提供を中止することができます。
(1)当社の通信設備の保守上または工事にやむを得ない場合
(2)当社の通信設備に障害が発生した場合
(3)第16条(当社が行う本サービス提供の制限)第1項第1号の規定により、当社が本サービスを制限している期間内に、その制限の原因が解消されなかった場合
(4)その他の事由により、本サービスの提供が困難である当社が判断した場合
2.当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、可能な限り事前に、その理由、実施期間を、当社で定める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではあります。

第5章 契約の解除

第18条(契約者が行う契約の解除)

契約者は、第5条(契約の単位と有効期間)第2項の規定にかかわらず、本サービスを利用を停止することができます。この場合、当該契約者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、解除希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
2.前項に規定する書類を当社が受領した場合は、書類に記載された希望日を、当該契約解除日として取り扱います。また、当該契約解除日を本サービスの終了日と定めます。
第19条(当社が行う契約の解除)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第5条(契約の単位と有効期間)第2項の規定にかかわらず、契約を解除することができます。
(1)第15条(当社が行う本サービスの提供の停止)第1項の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、当該停止期間内にその旨を通知しない場合
(2)第9条(本サービスの提供の条件)に定める設置環境が整っておらず、当社が本サービスの提供が困難と判断した場合
(3)その他当社、契約者のいずれのものにも解することできない事由により、本サービスの提供が困難な場合
2.当社は、契約者が第15条(当社が行う本サービス提供の停止)第1項各号のいずれかに該当する場合、その原因となった事由が当社の業務遂行上支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条で定める本サービスの提供の停止をすることなくその契約を解除することができるものとします。
3.当社は、前2項の規定により契約を解除しようとするときは、あらかじめ書面により契約者にその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
4.第1項および第2項の規定により契約が解除されたときは、契約が解除された日をもって本サービスの終了日と定めます。

第20条(IDおよびパスワードの管理)

当社は、契約の締結に伴い、契約者にIDを付与します。契約者は、パスワードを自ら設定、変更し、当社に対し、当社で定める方法によりその旨を通知するものとします。
2.契約者は、IDおよびパスワードの管理、使用において全ての責任を持つものとします。その報告があった場合は、IDおよびパスワードの喪失、盗難が判明した場合には、速やかにその旨を当社に報告するものとし、その報告内容の不正利用および契約者自身による不正利用については、当社一切の責任を負いません。
3.契約者は、第18条(契約者が行う契約の解除)の規定により契約を解除する場合、もしくは第19条(当社が行う契約の解除)の規定により、契約が当社により解除された場合、本サービス終了日以降、当該契約者はIDとパスワードを利用する権利を失うものとします。

第7章 料金等

第21条(料金の適用)

料金等は、別表に定めるとおりとします。
2.契約者は、別表記載の金額を支払うものとします。
3.当社は、料金等を改定することができます。この場合、当社は解除の1ヶ月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社で定める方法によりその旨を告知します。
第22条(契約者の支払い義務)

契約者は、その契約内容に記、第21条(料金の適用)で規定する料金等を当社に支払う義務を負うものとします。なお、第11条(加入申込書記載事項の変更)の規定により契約者の契約内容が変更されたときは、契約者は変更後の契約内容に準じ、第21条(料金の適用)で規定する料金等を当社に支払う義務を負うものとします。
2.前項のうち、月額利用料、販売価格および契約事務手数料の支払い義務は、第8条(契約の成立とサービス開始日)第3項に規定するサービス開始日の翌月から発生するものとします。
3.契約者のうち、工事費用および費用負担)、第27条(機器一式の移設および費用負担)または第28条(機器一式の撤去および費用負担)に規定する機器一式の設置、移設、あるいは撤去が完了した日に発生するものとします。
4.第15条(当社が行う本サービス提供の停止)、第16条(当社が行う本サービス提供の制限)および第17条(当社が行う本サービス提供の中止)の規定により、本サービスの提供が停止、制限および中止された場合における当該期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとしま。ただし、当社の責に帰すべき事由により、本サービスを全く利用出来ない状態が生じ、かつ、当社がこのことを知ったときから起算して月のうち請求10日以上この状態が継続したときは、対象となる契約者に対し当該月の料金等の支払い義務を免するものとします。

第23条(料金等の請求時期および支払期限等)

当社は、契約成立後、支払期限を定めて契約者に料金等を請求します。
2.前項の規定により料金等の請求を受けた契約者は、当社が指定する期限までに、当社が指定する方法により、当該料金等を支払うものとします。

第24条(契約終了時に伴う料金等の精算方法)

第18条(契約者が行う契約の解除)第1項および第19条(当社が行う契約の解除)第1項、第2項の規定により、月の途中で契約が解除されたときは、料金等は第18条(契約者が行う契約の解除)第2項および第19条(当社が行う契約の解除)第4項に定める本サービス終了日の属する月の末日まで発生するものとし、日割り計算による精算は行わないものとします。

第25条(遅延損害金)

契約者は、料金等の支払いを遅延した場合は、遅延期間につき年14.5%の遅延損害金を当社に支払うものとする。ただし、支払日月の翌日から起算して10日以内の支払いがあった場合は、この限りではありません。

第2章 機器一式

第26条(機器一式の設置および費用負担)

機器一式の設置工事は当社が行うものとし、契約者は、機器一式の設置工事に要する別表4に定める工事費用を負担するものとする。なお、電池を除く当該工場の保証期間が工事が完了した日より1年間とします。
2.契約者は、契約者の各種変更の希望により設置工事を要する場合には、別表4に定める工事費用を負担するものとする。

第27条(機器一式の移設および費用負担)

当社が行う14条(設置場所の変更)第1項の規定に基づく設置場所の変更の請求を承諾したときは、当社により機器一式を移します。この場合、契約者は、当該移設に要する別表4に定める工事費用を負担するものとします。
2.移設に伴い、対象物件の復旧を要する場合、契約者はその復旧費用を負担するものとします。

第28条(機器一式の撤去および費用負担)

第18条(契約者が行う契約の解除)第1項および第19条(当社が行う契約の解除)第1項、第2項の規定により契約が終了したときは、当社により機器一式を撤去します。この場合、契約者は、当該撤去に要する別表4に定める工事費用を負担するものとします。
2.撤去に伴い、対象物件の復旧を要する場合、契約者はその復旧費用を負担するものとします。

第29条(設置場所の無償使用)

当社は、機器一式を設置するために必要最小限において、対象物件を無償で使用できるものとします。
2.契約者は、契約の締結について、地主、家主、その他の利害関係人があるときは、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。

第30条(便宜の供与)

契約者は、当社または当社が指定する業者が機器一式または通信設備の検査、修復等を行うために、対象物件の出入り口にて協力を求めた場合はこれに便宜を供するものとします。

第31条(契約者の維持責任)

契約者は、機器一式を善良な管理者の注意をもつて取り扱い、本約款に適合するよう利用するものとします。また、本サービスを維持するために必要な設置環境についても契約者の責任において管理するものとします。
2.契約者の故意または過失により機器一式に障害が生じた場合には、契約者はその修復に要する費用を負担するものとします。

第32条(故障)

本サービスに異常が生じた場合、契約者は機器一式に異常がないことを確認の上、当社に通知するものとする。この場合、当社または当社が指定する業者は、速やかに当社の通信設備を調査し、適切な措置を講じます。
2.前項の調査の結果、故障が契約者の責に帰すべき事由によるものであった場合、その調査または修理に要した費用は契約者が負担するものとします。

第33条(ゲートウェイ)

契約者は、別表1に定めるインテリジェントホーム基本利用料を支払うことで貸与を受けることができます。
2.前項により、契約者が当社より貸与を受けるゲートウェイについては、故障が生じた場合、当社は無償にて当社が定める必要な措置を講ずるものとする。ただし、契約者がゲートウェイを本来の用途に従って使用しなかった場合、不適切な設置あるいは周辺環境の維持を怠った場合は、この限りではありません。また、当社が認める場合を除き、契約者はゲートウェイの交換を請求できません。
3.第1項により、当社よりゲートウェイの貸与を受ける契約者は、第18条(契約者が行う契約の解除)第2項および第19条(当社が行う契約の解除)第4項に定める終了日当日にゲートウェイを返還するものとします。なお、契約者が故意または過失によりゲートウェイを破損もしくは紛失し、または返還しない場合、契約者は、別表1に定める機器損害金を当社に支払うものとします。
4.契約者は、当社が必要に応じて行うゲートウェイの(レージョンアップ作業の実施に同意するものとします。
5.契約者は、当社が提供するゲートウェイ以外のゲートウェイを使用して本サービスを利用することはできません。

第34条(関連端末)

契約者は、別表1に定める関連端末の月額利用料を支払うことで貸与を受けることができます。
2.前項において、当社より貸与を受ける関連端末に故障が生じた場合、当社は無償にて当社が定める必要な措置を講ずるものとします。ただし、契約者が関連端末を本来の用途に従って使用しなかった場合、不適切な設置あるいは周辺環境の維持を怠った場合は、この限りではあります。また、当社が認める場合を除き、契約者は関連端末の交換を請求できません。
3.第1項により、当社より関連端末の貸与を受ける契約者は、第18条(契約者が行う契約の解除)第2項および第19条(当社が行う契約の解除)第4項に定める終了日、ならびに第11条(加入申込書記載事項の変更)第6項に規定する当該契約変更日当日に関連端末を返還するものとする。なお、契約者が故意または過失により関連端末を破損もしくは紛失し、または返還しない場合、契約者は、別表1に定める機器損害金を当社に支払うものとします。
4.契約者は、当社が必要に応じて行う関連端末の(レージョンアップ作業の実施に同意するものとします。
5.第11条(加入申込書記載事項の変更)第3項の規定によりカードキーを追加購入した場合、第22条(契約者の支払い義務)第2項に定める料金等の支払いが完了したとき、カードキーの所有権は当社より契約者に移転するものとします。
6.第1項により、当社より関連端末の貸与を受ける契約者が特定の関連端末の解除を行う場合、第11条(加入申込書記載事項の変更)または第18条(契約者が行う契約の解除)に規定する当社への申告をせず、契約者自身で関連端末の取外しを行った場合は、料金等の支払い義務は継続して発生するものとします。
7.契約者は、当社が貸与する関連端末以外の関連端末を使用して本サービスを利用することはできません。

第9章 個人情報

第35条(個人情報)

当社は契約者の個人情報について、当社が定める「個人情報保護方針」に基づいて適正に取り扱うものとします。

第36条(著作権等)

契約者が取得した映像データ等を除き、本サービスに関する著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の権利を含む一切の権利は、当社およびご関係する権利保有者に帰属します。契約者は、本サービスのコンテンツを当社に無断で、複製、改変、善悪、転送等をすることはできません。

第37条(映像データ等の管理責任)

本サービスにより契約者が取得した映像データ等は、契約者自身の責任において管理し、保管するものとします。
2.当社は、前項に定める映像データ等の管理体制等について、関知せず、当社は一切の責任を負いません。

第38条(機密保持)

契約者および当社は、本サービスの提供に関連して知り得た相手方の機密情報を、契約終了後といえども相手方の同意なしに第三者に開示、提供しないものとします。
2.当社は、刑事訴訟法第218条(令状)による差押え・捜索・検証)その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとする。
3.当社は、警察官、検察官、検察事務官、国保職員、麻薬取締官、麻薬取締官、弁護士、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第1項の規定にかかわらず、機密情報の照会に応じるものとします。
4.当社は、第1項の規定にかかわらず、当社と機密保持条項を含む業務委託協定を締結した外部委託業者等に、当社が業務上必要な契約者の機密情報を提供することがあります。

第39条(情報の削除等)

当社は、契約者による本サービスの利用が第40条(禁止事項)各号に該当する場合、当該利用に関し、第三者から当社に対しクレーム、請求等がなされ、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で本サービスの運営上不適当と当社が判断したときは、当該契約者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。
(1)第40条(禁止事項)各号に該当する行為をやめるように要求します。
(2)第三者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求します。
(3)契約者に対して、表示した情報の削除を要求します。
(4)事前に通知することなく、契約者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または第三者が閲覧できない状態に置きます。

第40条(禁止事項)

契約者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行うことができないものとする。
(1)機器一式を譲渡、買入れする行為、または当社から貸与した機器一式を転貸する行為
(2)機器一式を複製・分解・改変または付加物を取得付ける行為。ただし、天災、地震、またはその他の非常事態に際して保護を必要とするとき、もしくは保守の必要があるときを除く
(3)本アプリを改変、またはリバーエンジニアリング(主にソフトウェアの内容を解析して、人間が読み取り可能な形に変換することを指します)、その他これらに関する行為
(4)本アプリの全部または一部を複製、翻案する行為
(5)本アプリの全部または一部を、有償、無償を問わず公衆送信、頒布、譲渡、貸与その他利用する行為
(6)本サービスを第三者が利用できる状態に置く行為、またはそのおそれのある行為。ただし利用開始日より事前に、契約者から当社に対して申し出があり、当社がその申し出を特に認める場合はこの限りではない
(7)本サービスを利用して営利目的の活動をすること
(8)IDおよびパスワードを不正使用する行為
(9)第三者にのみならずまして本サービスを利用する行為
(10)公序良俗に違反し、または当社および第三者の権利を侵害すると当社が判断した行為
(1)法令に違反し、またはそのおそれのある行為
(12)その他、本サービスの運営を妨げる等、当社が不適当と判断する行為

第41条(契約者の義務)

契約者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行う義務を負うものとする。

(1)契約者がネットワーク(国内外)を経由して通信を行う場合、経由する全てのネットワークの規則に従うこと
(2)契約者は、当社のサーバ(内に保管された契約者のデータおよび本アプリ内のデータ)について全ての責任を持ち、そのデータのバックアップは契約者の責任において行うこと
(3)契約者は、本アプリおよび本サービスで提供するソフトウェアは全て最新のものをダウンロードおよびインストールすること

第42条(損害賠償の免責および特約事項)

当社が、第15条(当社が行う本サービス提供の停止)、第16条(当社が行う本サービス提供の制限)、第17条(当社が行う本サービス提供の中止)、第43条(本サービスの廃止)の規定により、本サービスの提供を停止、制限、中止、廃止したることによって、契約者が損害を被った場合、当社は一切の責任を負いません。
2.契約者が、第31条(契約者の維持責任)、第41条(契約者の義務)に規定する行為を怠ったことに起因し、本サービスに不利益・制限等が発生したことによって、契約者が損害を被った場合、当社は一切の責任を負いません。
3.第12条(名義変更)の規定により、名義変更を行ったことよって契約者が損害を被った場合、当社は一切の責任を負いません。
4.契約者が、本サービスの利用により第三者に損害を与えた場合、当該契約者は自己の責任と費用において解決するものとし、当社およびソフトウェア開発企業は一切の責任を負いません。
5.ID、パスワードおよびスマートロック等の管理不十分や使用の過誤により契約者が損害を被った場合、当社は一切の責任を負いません。
6.契約者が、第20条(IDおよびパスワードの管理)第21条、第31条(契約者の維持責任)第1項、第36条(著作権等)、第38条(機密保持)第1項、第40条(禁止事項)および第41条(契約者の義務)について、過失、不正、違法な行為を犯し、当社に損害を与えた場合には、当社は、当該契約者に対して相応の損害賠償請求を行うことができるともします。
7.第18条(契約者が行う契約の解除)および第19条(当社が行う契約の解除)の規定により契約が解除されたことにより、当社が損害を被った場合には、当社は、当該契約者に対して相応の損害賠償請求を行うことができるものとします。ただし、当社が責に帰すべき事由により契約が解除された場合はこの限りではありません。
8.当社は、本サービスに提供の状態を確認するために、第35条(個人情報)の規定を遵守した上で、契約者の使用する関連端末と電気信号による通信を行うことができます。
9.当社は、次の各号に定める目的の範囲内で、契約者の本サービスの利用状況や機器一式の条件設定履歴等のログ情報、映像データ等を取得できるものとします。契約の終了後は、当社は当該契約者のデータ等について削除する権利を有するものとします。
(1)本サービスの運用・管理
(2)本サービスの利用状況の向上
(3)本サービスの利用歴の追跡
(4)本サービスの付加価値サービスの調査・開発

10.当社が前9項の目的についての分析・調査および助言等を専門的に行う第三者に、ログ情報を開示できるものとする。ただし、その場合、個人を特定できない形式に加工、抽象化した上で開示するものとします。
11.当社は、当社がサーバに保管する契約者データについて、サーバ(契約者の復旧作業等による当該データ削除または契約者による当該データ削除に起因して契約者が損害を被った場合、当社は一切の責任を負わないものとする。
12.当社は当該データに対し、当社が認めた各種情報を電子メール等により提供することができるものとします。
13.契約者は、天災、地震、またはその他の非常事態の際に第33条(ゲートウェイ)第2項および第34条(関連端末)第2項に規定する修理、交換、その他の必要な措置が速やかに実施できない場合があることあらかじめ同意するものとします。
14.設置環境については、契約者が自己の責任により確保するものとします。なお、契約者は、設置環境にり、本サービスの一部または全部の機能に制限が及ぶこと、または継続的に提供されない場合があることあらかじめ同意するものとします。

15.本サービスは、設置環境によって誤検知または非検知となる場合を含め、正確性、有用性、確実性及び完全性を保証するものではありません。
16.当社は、本サービスに係る工事了るの確認、障害時の対処その他緊急事態の場合にのみ契約者の承諾のもと、映像データ等の閲覧等を行うものとします。なお、当該行為にかかる責任は発生しないものと契約者およびご関係するものとします。
17.当社は、本条の規定に違反し、契約者に何等かの損害、損失、不利益等が発生したとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第43条(本サービスの廃止)

当社は、業務上の都合により本サービスを廃止することができます。この場合、本サービスを廃止する日をもって契約は終了するものとし、この日を本サービスの終了日と定めます。
2.当社は、都合により特定の関連端末を任意の月の末日付で廃止する場合があります。この場合、契約者は、第11条(加入申込書記載事項の変更)第2項の規定に基づき特定の関連端末の変更を請求することができます。請求を行わない契約者に関しては、別途当社が定める場合を除き、本サービスを廃止する日をもって当該契約者との契約を解除します。

第44条(関連法令の遵守)

当社は、本約款に定める措置を講ずるに際しては、関連法令の定める

別表(本表に記載する金額は全て税込です。)

1. 月額利用料

名称	月額利用料
インテリジェントホーム基本利用料 (ゲートウェイ1台を含む)	2,500円/契約
ドア・窓センサー	220円/台
IPカメラ	550円/台
狭域モーションセンサー	220円/台
広域モーションセンサー	220円/台
家電コントローラー(*1)	770円/台
スマートロック(*2)	770円/台

(*1) ゲートウェイ1台に対して1台の接続に限ります。また、家電コントローラー1台に対して家庭用エアコン・照明各1台の操作に限ります。

(*2) スマートロック1台に対してカードキー3枚が付属します。

2. 販売価格

・カードキー販売価格(再発行/追加)

名称	価格
カードキー(再発行/追加)	1,080円/枚

・交換用電池販売価格

名称	電池種類	メーカー	価格
ドア・窓センサー	コイン型リチウム電池CR2450×1個	Panasonic	324円/個
モーションセンサー(狭域/広域)	3VリチウムバッテリーCR123Aタイプ×1個	Panasonic	648円/個
スマートロック	EVOLTA 単三形アルカリ乾電池×4本	Panasonic	140円/本

3. 契約事務手数料

名称	価格
インテリジェントホーム初期登録料	5,400円

4. 工事費用

名称	価格
インテリジェントホーム標準工事費	16,200円
機器一式追加設置/交換(電池交換含む)/移設/撤去	5,400円
スマートロック設置工事/交換/移設/撤去	別途お見積もり

5. 機器損害金(課税対象外)

名称	金額
ゲートウェイ	15,000円/台
ドア・窓センサー	4,000円/台
IPカメラ	15,000円/台
狭域モーションセンサー	6,000円/台
広域モーションセンサー	6,000円/台
家電コントローラー	16,000円/台
スマートロック	30,000円/台